

《記載要領》

1 固定資産申告書及び同付属表の提出に関する注意事項

- (1) 用紙はA4版としてください。
- (2) 固定資産申告書及び同付属表は、様式に従って作成し、順序に従って編てつしてください。
- (3) 「※」印の欄は、申告者において記載しないでください。

2 固定資産申告書及び同付属表の記載要領

(1) 共通事項

- ア 固定資産申告書及び同付属表は、令和6年1月1日現在において所有する電気通信事業用償却資産について記載してください。
- イ 価額等の算出過程において円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨ててください。

(2) 「固定資産申告書」について

固定資産申告書には、それぞれ次に従って資産の種類ごとに記載してください。

- ア 「前年度の価額（イ）」の欄には、令和5年度の固定資産申告書の「価額の計（ホ）＋（チ）（リ）」の欄の額
- イ 「（イ）のうち前年中に減少したもの（ロ）」の欄には、付属表1の「前年中減少資産の前年度の価額（ハ）」の欄の合計額
- ウ 「（ハ）に係る控除額（ニ）」の欄には、「（イ）－（ロ）（ハ）」の欄の額から「価額（ホ）」の欄の額を控除した額
- エ 「価額（ホ）」の欄には、付属表1の「価額（イ）又は（ニ）×（ホ）（ヘ）」の「令和5年1月1日以前」の欄の合計額
- オ 「取得価額（ヘ）」の欄には、付属表1の「取得価額（イ）」の「令和5年1月2日以降」の欄の合計額
- カ 「（ヘ）に係る控除額（ト）」の欄には、「取得価額（ヘ）」の欄の額から「価額（チ）」の欄の額を控除した額
- キ 「価額（チ）」の欄には、付属表1の「価額（イ）又は（ニ）×（ホ）（ヘ）」の「令和5年1月2日以降」の欄の合計額

今年のもの

資産の種類	前年前に取得したもの					前年中に取得したもの			価額の計 (ホ)+(チ) (リ)	※ 決定価格	※ 課税標準額	摘要
	前年度の価額 (イ)	(イ)のうち 前年中に減 少したもの (ロ)	(イ)-(ロ) (ハ)	(ハ)に係る 減価償却額 (ニ)	価 額 (ホ)	取得価額 (ヘ)	(ヘ)に係る 減価償却額 (ト)	価 額 (チ)				
構 築 物	円 1,500	円 付属表1 から転記	円	円 (ハ)-(ホ) で逆算	円 付属表1 から転記	円 付属表1 から転記	円 (ヘ)-(チ) で逆算	円 付属表1 から転記	円	円	円	

前年のものとの関係

構 築 物	円 2,000	円 100	円 1,900	円 500	円 1,400	円 150	円 50	円 100	円 1,500	円	円	
-------	------------	----------	------------	----------	------------	----------	---------	----------	------------	---	---	--

一致する

(3) 「付属表1 種類別明細書」について

- ア この表は、資産の種類及び施設区分等の異なるごとに別ページとし、耐用年数、取得年、及び課税標準の特例の適用のないもの並びに課税標準の特例の特例率の異なるごとにそれぞれ区分して記載してください。なお、「取得年」は西暦で記入し、1月1日に取得した資産についての「取得年」はその前年（例：令和6年1月1日に取得したものの「取得年」は2023）としてください。
- イ 「資産の種類」の欄には、「構築物」、「機械及び装置」、「車両及び運搬具」並びに「工具、器具及び備品」の区分を記載してください。
- ウ 「設備名」の欄には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」という。）別表第1、別表第2及び別表第5から別表第8までの細目又は設備の区分に準じて具体的に記載してください。
- エ 「課税標準の特例適用区分」の欄には、課税標準の特例の適用のないもの及び課税標準の特例の適用のあるものについてはその特例率の異なるごとに区分して記載してください。また、特例の適用のあるものについては、「付属表1 種類別明細書（つづき）」との関係がわかるように記号等を付してください。
- オ 「取得時期等区分」の欄には、資産の取得時期に応じて、「令和5年1月1日以前」に取得したものが「令和5年1月2日以降」に取得したものを記載してください。

カ 「耐用年数」の欄には、耐用年数省令別表第1、別表第2及び別表第5から別表第8までに掲げる耐用年数を記載してください。ただし、法人税法施行令第57条第1項の規定により国税局長の承認を受けた耐用年数によるものにあつてはその承認を受けた耐用年数を、耐用年数の全部又は一部を経過した償却資産で耐用年数省令第3条第1項の規定による耐用年数によるものにあつてはその耐用年数を記載してください。

キ 「取得価額(イ)」の欄には、償却資産を取得するために、その取得時において通常支出すべき金額(その償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他その償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額を含む。)を記載します。具体的には、原則として法人税法及びこれに基づく命令による所得の計算上その償却資産の減価償却費の計算の基礎となる取得価額の算定の方法の例によって算定したものを記載してください。また、取得価額の算定に当たっては、**法人税法第48条から第50条**までの規定により、法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入される額は、その償却資産の取得価額に含めてください。

なお、前年中に減少した資産については、その減少分に応じて、減算した額を記載してください。

ク 「前年度の価額(ロ)」の欄は、令和5年度の固定資産申告書付属表1の「価額(へ)」の欄の額と一致します。

ケ 「前年中減少資産の前年度の価額(ハ)」の欄には、令和5年1月1日現在において所有していた償却資産のうち、令和5年1月2日以降において減少した資産の令和5年度の価額(「価額の合計(へ)+(リ)(ヌ)」に算入された金額)を記載してください。

コ 「減価残存率(ホ)」の欄には、その償却資産の耐用年数に応ずる別表1の「減価残存率表」の率(令和5年1月1日以前に取得したものにあっては「前年前取得のもの」の率、令和5年1月2日以降に取得したものにあっては「前年中取得のもの」の率)を記載してください。

サ 「価額(イ)又は(ニ)×(ホ)(へ)」欄は、「差引(ロ)-(ハ)(ニ)」×「減価残存率(ホ)」と「取得価額(イ)」×0.05(以下「償却限度額」とを比較して、いずれか大きいほうの額を記載してください。なお、償却限度額を記載したときは、「備考」欄に「(償却限度額)」と記載してください。

なお、管理換え等により前年中に新たに当該事業の用に供することとなった資産については、「前年度の価額」は0となるので、「価額(イ)又は(ニ)×(ホ)(へ)」欄については、その資産の取得年、耐用年数及び取得金額から、別表第1の「減価残存率表」の率を使用して、定率法により令和6年度分の価額となるべき額を算定して記載してください。

シ 「課税標準額(ト)」の欄には、課税標準の特例の適用のない資産については(へ)の価額をそのまま記載し、課税標準の特例の適用のある資産については(へ)の価額にそれぞれの特例率を乗じて得た額を記載してください。

ス 「備考」欄には、以下の場合にそれぞれ記載してください。

- ① シで償却限度額を記載した場合に「(償却限度額)」と記載する。
- ② 課税標準の特例の適用がある資産の場合、「付属表1 種類別明細書(つづき)」との関係を示す記号(①、②、③など)を記載する。
- ③ 平成20年度の税制改正で「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正されたことにより、耐用年数が変更となった資産について、「省令改正による変更」と記載する。

セ 表の最下段に、「令和5年1月1日以前」に取得したものと「令和5年1月2日以降」に取得したもののそれぞれの合計を記載してください。

ソ 課税標準の特例の適用のないもの、課税標準の特例の適用の率の異なるごとに区分して、「付属表1 種類別明細書(つづき)」に合計を記載してください。なお、付属表1との関係がわかるように「備考」欄に記号を付してください。

(4) 「付属表2 価額等の市町村別明細表」について

ア この表は、資産の市町村ごとの決定価格及び課税標準額を算定するものです。「資産区分」の異なるごとに別ページとし、各ページの合計額を記載したものを作成してください。なお、「資産区分」は別表2の「電気通信事業の用に供する償却資産配分基準」または別表3の「ガス事業に係る償却資産配分」の「固定資産」の欄の区分となります。

イ 「市町村名」の欄には、令和6年1月1日現在においてその資産が所在する市町村名を記載してください。

ウ 「あん分に用いる数値」の欄には、別表2の「電気通信事業の用に供する償却資産配分基準」の「配分方法」の欄に記載されている配分の基礎として用いるべき基数、延長メートル、平方メートル等を記載します。なお、配分の基礎となるものの種類及び単位を「あん分に用いる数値」の記載欄の上部（Aの欄）に具体的に記載してください。

エ 「価格」欄及び「課税標準額」欄の記載については、次によってください。

- ① 付属表1の「価額(イ)又は(ニ)×(ホ)」の合計額を記載する。
- ② 付属表1の「課税標準額(ト)」の合計額を記載する。
- ③ ①の額を「あん分に用いる数値」であん分して得た額を市町村ごとに記載する。なお、配分における端数調整は、円未満の端数を四捨五入するが、その結果合計と合わなくなる場合は、四捨五入した数値と最も誤差の大きいものにより調整する。
- ④ ②の額を「あん分に用いる数値」であん分して得た額を市町村ごとに記載する。なお、配分における端数調整は、円未満の端数を四捨五入するが、その結果合計と合わなくなる場合は、四捨五入した数値と最も誤差の大きいものにより調整する。

(5) 「付属表3 課税標準の特例適用条項調」について

ア この表は、資産の種類及び課税標準の特例適用条項の異なるごとに区分して記載してください。

イ 「価格」及び「課税標準額」の合計額が、「付属表1 種類別明細書(つづき)」の額と突合することを確認してください。